

6 国有林野の事業運営

6 国有林野の事業運営

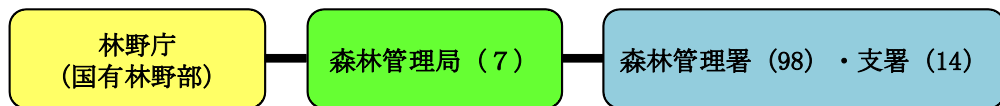
国有林野事業は、ブロック単位の7森林管理局、流域単位の98森林管理署の下、一般会計への移行を踏まえ、公益重視の管理経営の一層の推進や森林・林業再生への貢献等に対応した組織とし、また、民間事業者に委託できる事業は基本的に委託するとともに、情報システムの活用等に取り組み、効率的な管理経営に努めています。

(1) 民間委託の推進

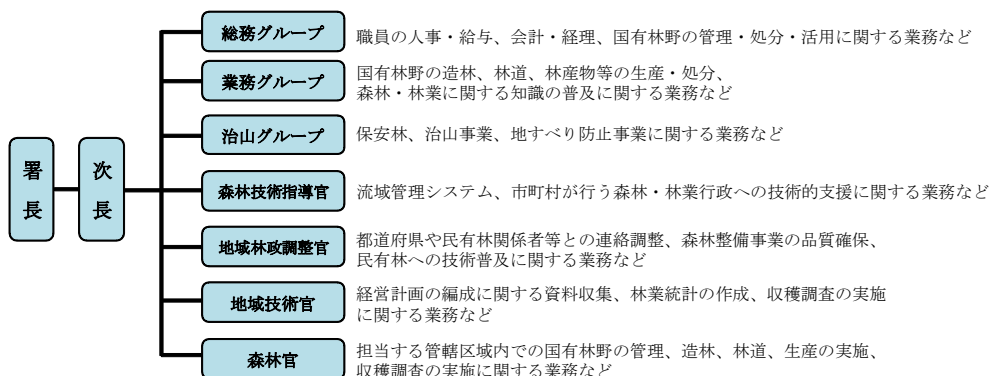
国有林野事業における森林整備等の実施については、民間事業者への委託を基本としており、伐採（素材生産）の全てに加え、植栽や保育についても、その全てを民間委託により実施しました。

なお、平成26年度は国有林野事業を受託した林業事業者等で、10件の重大災害が発生するなど労働災害が発生しており、林業の現場での労働安全衛生の確保が図られるよう、契約時における安全指導や請負実行中の現場巡視等に引き続き取り組んでいます。

図－9 国有林野事業の管理経営の実施体制



図－10 森林管理署の事業実施体制(代表森林管理署のイメージ)



表－20 請負事業等における重大な災害の発生状況

(単位：件)

| 区 分 | | 重 大 な 災 害 の 発 生 件 数 | | |
|------------------|-----------|---------------------|------------|------------|
| | | 平成26年度 | (参考)平成25年度 | (参考)平成24年度 |
| 請 負 事 業 | 素材生産・造林請負 | 3 | 2 | 5 |
| | 林道 | 2 | － | 2 |
| | 治山 | － | 4 | － |
| | その他 | 1 | － | 1 |
| 立木販売 | | 4 | 1 | 2 |
| 合 計 | | 10 | 7 | 10 |

注：1 重大な災害は、①死亡災害、②労働者災害補償保険法施行規則別表第1の障害の等級表の等級区分中、第1級から第3級までに該当すると思われる災害、③同一災害で3名以上の被災者を出した災害、④第三者を死傷させた事故、⑤その他特に異例な事故又は災害である。

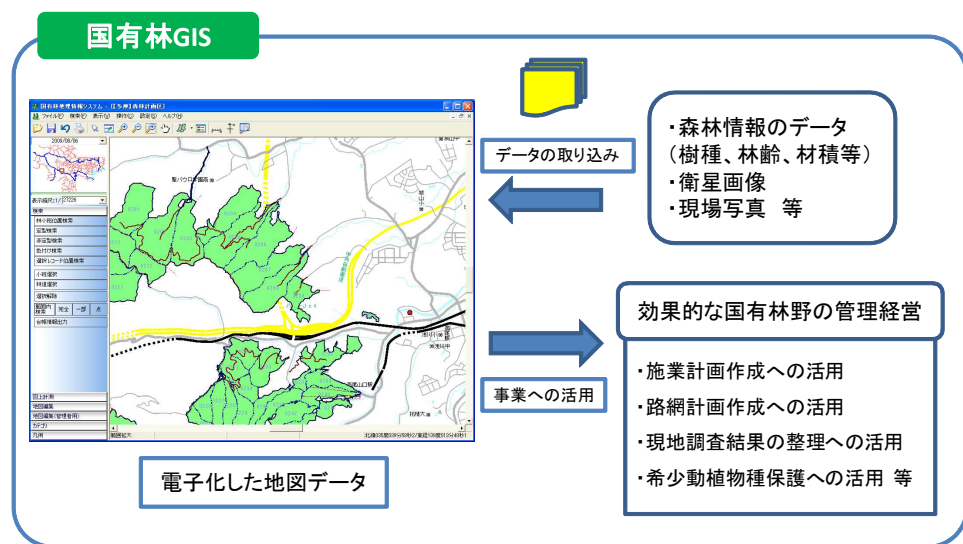
注：2 その他は、トラック運搬(荷卸し作業)、素材運搬である。

(2) 情報システムの活用

平成26年度は、事務処理の効率化を図るため、国有林野情報管理システム等の安定的な稼働や、機能の充実、ネットワークを通じた円滑な情報の伝達等に努めました。

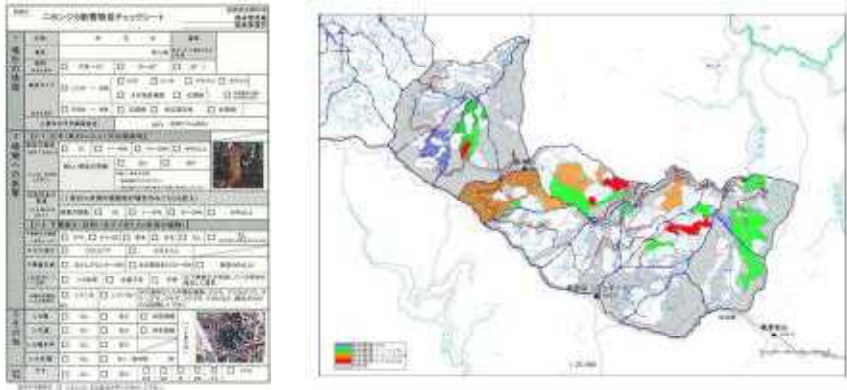
また、国有林GIS^{*}を活用し、施業計画の作成とともに、森林施業や路網整備、災害調査等の様々な事業の効果的・効率的な実行に取り組んでいます。

図－11 国有林GISの活用



【活用事例 1】ニホンジカ被害調査による被害エリアの把握

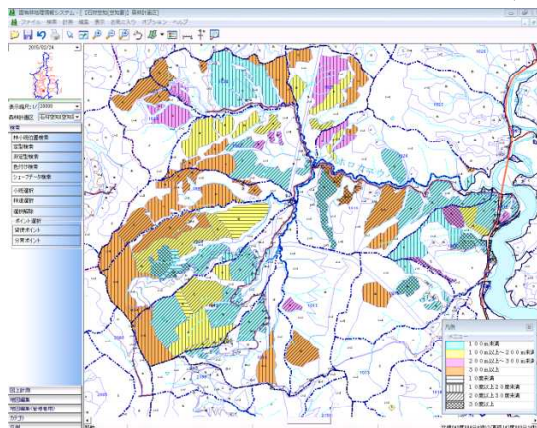
(関東森林管理局)



説明：森林官等がチェックシートにより報告したシカによる立木の食害等の状況を取りまとめ、地図に反映したものです。広域的なシカ被害対策を推進するため、市町村等の民有林関係者にも情報提供しています。

【活用事例 2】木質バイオマス資源の活用に向けた検討

(北海道森林管理局)



説明：樹種や林齢、間伐等の施業履歴、林道からの距離、傾斜等の条件ごとに色付けし、間伐材を木質バイオマス資源として搬出可能な施業地を選定するための資料として活用しています。

(3) 計画的かつ効率的な事業の実行

国有林野の管理経営に当たっては、適切な森林整備を通じた収穫量の計画的な確保や、コスト縮減等による計画的かつ効率的な事業の実行に努めています。

国有林野事業特別会計に属していた債務については、一般会計への移行に伴い設置された国有林野事業債務管理特別会計に承継し、林産物収入等により返済することとされており、平成26年度は76億円の返済を行いました。

(4) 安全・健康管理対策の推進

平成26年度の職員の災害の発生件数は、平成25年度と比べて減少しています。

引き続き、重大災害の根絶はもとより、災害の未然防止に向けた取組を推進するとともに、心の健康づくり対策にも力を入れるなど、職員の安全確保と心身両面にわたる健康づくりを進めています。

表－２１ 国有林野事業の債務返済状況

(単位：億円)

| | 平成26年度 | (参考) 平成25年度 |
|-------|--------|-------------|
| 債務返済額 | 76 | 62 |

注：金額は四捨五入した数値である。

表－２２ 林産物等販売の状況

(単位：万m³、億円)

| 区 分 | 平成26年度 | | (参考) 平成25年度 | |
|--------|--------|-----|-------------|-----|
| | 数 量 | 金 額 | 数 量 | 金 額 |
| 林産物等収入 | － | 246 | － | 232 |
| 立木販売 | 228 | 29 | 227 | 25 |
| 素材販売 | 247 | 216 | 250 | 206 |
| その他 | － | 1 | － | 1 |

注：1 数量は、立木販売は立木材積で示し、素材販売は素材（丸太）材積で示している。そのため、数量の計は記載していない。

2 その他は、雑収である。

3 立木販売の数量には、分収林等の民収分（H26：117万m³、H25：116万m³）を含む。

4 立木販売の金額には、立木販売のほかに環境緑化用樹木、立木竹及び幼齢木補償料等を含む。

5 計の不一致は、四捨五入による。

表－２３ 職員の災害の発生状況

(単位：件)

| 区 分 | 災 害 発 生 件 数 | | | |
|-------------|-------------|--------|--------|---------|
| | 死亡 | 重傷 | 軽傷 | 合計 |
| 平成26年度 | 0(0) | 11(31) | 24(69) | 35(100) |
| (参考) 平成25年度 | 1(3) | 17(44) | 21(54) | 39(100) |
| (参考) 平成24年度 | 0(0) | 14(38) | 23(62) | 37(100) |

注：1 重傷は、休業日数8日以上の負傷である。

2 () 書は、合計に占める負傷の程度別の比率(%)である。

3 計の不一致は、四捨五入による。



錦帯橋と城山国有林（近畿中国森林管理局）

7 その他国有林野の管理経営

7 その他国有林野の管理経営

(1) 人材の育成

「国民の^{もり}森林」の管理経営にふさわしい人材を育成するため、公益重視の管理経営の一層の推進とともに、生物多様性の保全や林産物の安定供給等、民有林との一体的な施策の推進を踏まえ、森林・林業に関する専門的かつ幅広い知識や技術等について、森林技術総合研修所や各森林管理局が連携を図りながら研修を行っています。

平成26年度には、低コストで効率的な伐採・採材・搬出による適切な収穫業務や、木材の流通・加工システム、民有林との連携等に関する実践的な知識及び技術を習得させるための研修、森林総合監理士（フォレスター）等の育成に資する研修等を実施するとともに、引き続きOJT^{*}、民有林行政等との人事交流に取り組みました。

事例 フォレスターの資質向上に向けた研修の実施

平成26年度より、森林・林業に関する専門的かつ高度な知識と技術、豊富な現場経験を持ち、長期的・広域的な視点で地域の森林づくりに取り組む森林総合監理士（フォレスター）の登録が開始しました。

森林技術総合研修所では、全国の民有林及び国有林で活動するフォレスターの資質向上を図るため「森林総合監理士フォローアップ研修」を実施し、より専門的な知識・技術の習得に加え、それぞれの取組に対する相互評価、全国的なネットワークづくりを支援しました。

（森林技術総合研修所）



場 所：群馬県藤岡市
場 説 明：写真は、作業道の配置や作設での留意点の説明を受ける研修生の様子（左上）と、ロールプレイによる目標とする森林の姿（目標林型）の設定について討議する様子（右下）です。

(2) 地域振興への寄与

国有林野は、国民共通の財産であると同時に、それぞれの地域における資源でもあり、地域振興への寄与は国有林野事業の重要な使命です。

そのため、林産物の安定供給（75ページ参照）、事業の民間委託や技術指導等による事業体・人材の育成（29ページ、33ページ参照）、国有林野の貸付けや売払い（83ページ参照）、森林空間の総合利用（85ページ参照）、分収林制度の活用（49ページ参照）、民有林と連携した森林施業等の推進（31ページ参照）等を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、地域の活性化、住民の福祉の向上等に貢献しています。

事例 地域文化の継承や伝統産業の振興に向けた檜皮供給

ヒノキの樹皮を用いて屋根を葺く檜皮葺^ふは、日本独自の屋根工法で、伝統的な木造建築物に多く用いられています。檜皮葺は、定期的な葺き替えを必要とするものの、近年では、採取可能なヒノキ大径木の不足等により安定的な檜皮の確保が困難となっています。

山口森林管理事務所では、伝統的な木造建築物等の檜皮葺屋根の資材を安定供給するとともに、檜皮採取の技術者である原皮師の技術継承に貢献し、地域における文化の継承や伝統産業の振興に寄与するため、ヒノキの高齢級林分からの檜皮供給を積極的に行っており、平成26年度は4,500kg分の檜皮を供給しました。

(近畿中国森林管理局 山口森林管理事務所)



場所：山口県岩国市 城山国有林ほか
説明：写真は、原皮師による檜皮採取の様子（左）と、供給された檜皮（右）です。

(3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、地域に密着した国の出先機関として地域の期待に応えた取組を行ってきました。

被災した海岸防災林の復旧・再生については、専門家からの意見も踏まえて、生物多様性の保全にも配慮しながら取り組んでいます。樹木の生育基盤の造成に当たっては、安全性が確認された災害廃棄物由来の再生資材も盛土材として積極的に活用し、その後の植栽については、企業やNPO等の協力も得ながら取り組んでいます。

関係機関と協力しながら、生活圏周辺の国有林野の除染や地域の復興に必要な国有林野の貸付等に取り組むとともに、福島県内の国有林野をフィールドとして、森林における除染に関する知見の集積や技術開発のための実証事業に取り組みました。

また、放射性物質の影響により供給不足となっているきのこ原木の供給等を通じ、復興支援に取り組みました。

(4) 関係機関等との連携の推進

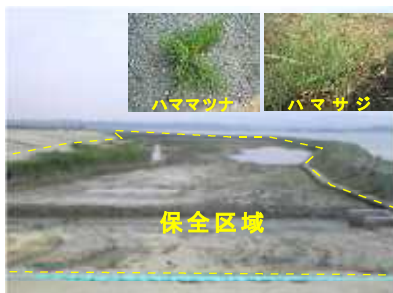
国有林野事業の推進に当たっては、これまで労働組合との共通の認識に立って取組を円滑に進めるとともに、関係行政機関等との連携に努めてきたところです。引き続き、様々な森林・林業・木材産業関係者等との情報共有を図り、相互の理解と協力の下、連携した取組を推進するよう努めています。

事例 生物多様性に配慮した海岸防災林の復旧・再生の取組

国有林野事業では、東日本大震災で被災した海岸防災林の復旧・再生に取り組んでいます。県から復旧の要請のあった民有林を含め、平成26年度末までに約56kmに着手しています。

磐城森林管理署では、相馬市松川浦地区において、平成23年度から着手していた樹木の生育基盤の造成が一部完了したことから、平成26年度よりクロマツの植栽を開始しました。また、海岸防災林復興祈念植樹式を開催し、地域住民等による海岸防災林再生への参加を促進したことに加え、今後、同地区における海岸防災林再生の活動希望者を募集し、協定を締結した団体による植栽・保育を進めることとしています。

(関東森林管理局 磐城森林管理署)



場 所：福島県相馬市 大洲国有林

説 明：写真は、盛土による生育基盤の造成が完了し、植栽工が進む海岸防災林（上）、生物多様性に配慮し、汽水を通水させた塩生湿地の保全区域（左下）及び海岸防災林復興祈念植樹式でクロマツ苗木を植栽する地域の子供たちの様子（右下）。

事例 復興住宅向けの国有林野の売払い

東日本大震災における津波により甚大な被害を受けた石巻市では、海岸沿いの低平地の中で、安全な住宅地の確保が困難な箇所について、高台への住宅の集団移転を決定しました。宮城北部森林管理署では、石巻市からの要望を受け、多数が漁業を営む住民の意向を踏まえた復興住宅用地として、漁港に近く海が見える高台にある国有林野約2.7haの売り払いを実施しました。

(東北森林管理局 宮城北部森林管理署)



場 所：宮城県石巻市 石峰山国有林ほか
説 明：写真は、遠望した売払い対象地の様子(上)、対象地を現地調査する様子(左下)と売り払い後、整地された対象地(右下)です。

事例 森林における除染等実証事業

林野庁では、森林における除染に関する知見の集積や技術の開発のため、平成24年度より実証事業やモニタリング調査に取り組んでおり、国有林野内では、福島県相馬郡飯舘村そうまぐんいいたてむらにおいて実施しています。

平成26年度においては、放射性物質が落葉等から土壌へ移行している状況を踏まえ、被覆による放射線の遮蔽効果等の検証を行い、林床の被覆工種に応じて、空間線量が1～2割程度低減することを確認しました。

(林野庁)



場 所：福島県相馬郡飯舘村内 国有林
説 明：写真は、植生基材の吹付（左上）と現地発生材を用いたチップ散布（右下）による遮蔽効果試験の様子です。



開始から10年が経過する「綾の照葉樹林プロジェクト」対象地域（九州森林管理局）

(参 考)

1 用語の解説

| 用語 | 解説 | 頁 |
|---|---|----|
| いくせいふくそうりん 育成複層林 | 森林を構成する樹木を部分的に伐採し、そのあとに植林を行うこと等によりつくられる、年齢や高さの異なる樹木から構成される森林（複層林）。 | 4 |
| えだう 枝打ち | ふし 節のない木材を生産すること等を目的に、立木の枝を切り落とす作業。 | 42 |
| エリートツリー | 成長が良く通直性等の形質が優れた第一次精英樹同士を交配して得られた個体の中から選抜した、より成長等に優れた第二世代以降の精英樹の総称。 | 36 |
| かんばつ 間伐 | 育てようとする樹木どうしの競争を軽減するため、混み具合に応じて一部の樹木を伐採すること。 | 3 |
| ギャップ | 枯死・倒木・伐採等によって森林の高木層が部分的に消失した場所のこと。 | 26 |
| グリーン・サポ- ト・スタッフ | 巡視、入山者への指導・啓発、簡易な施設補修、巡視結果の取りまとめ等を行う非常勤の職員。 | 53 |
| こうえきてききのういじ 公益的機能維持 ぞうしんきようてい 増進協定 | 「森林法」の規定に基づき、国有林野の公益的機能の維持増進を図るために必要であると認められる場合に、森林所有者と森林管理局長とが協定を締結し、国有林野事業により民有林の一体的な整備・保全を行うことを可能とする制度。 | 4 |
| こうしん 更新 | 伐採等により樹木が無くなった箇所において、植林を行うことや自然力の活用等により森林の世代が替わること。 | 22 |
| こうせいのうりんぎようきかい 高性能林業機械 | 従来のチェーンソーや集材機等と比べて、作業の効率や労働強度の軽減等の面で優れた性能をもつ林業機械。主な高性能林業機械は、フェラーバンチャ、スキッド、プロセッサ、ハーベスタ、フォワード、タワーヤード、スイングヤード。 | 23 |

| 用語 | 解説 | 頁 |
|--|---|----|
| ごうはん 合板 | 丸太から薄くむいた板（単板）を、繊維（木目）の方向が直交するように交互に重ね、接着したもの。 | 24 |
| こくないきしょうやせい 国内希少野生 どうしよくぶつしゆ 動植物種 | 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき指定された絶滅の恐れのある野生動植物種のこと。 | 70 |
| こくゆうりん 国有林モニター | 国有林野に関心のある国民へ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換等を通じていただいた意見・要望等を管理経営に活かすための制度。モニターは、公募により選定。 | 37 |
| こたいぐん 個体群 | 相互に交流があるなど、何らかのまとまりをもって生育・生息する1種類の動物や植物の集合。 | 63 |
| コンテナ ^{なえ} 苗 | マルチキャビティコンテナ等の、根巻き防止等の工夫が施された容器で育苗した苗木。培地付きの苗木であることから、良好な活着や植栽の効率を高めることが期待される。 | 4 |
| システム ^{はんばい} 販売 | 「国有林材の安定供給システムによる販売」の略称。間伐に伴い生産された間伐材等について、国産材需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む集成材・合板工場や製材工場等との協定に基づいて国有林材を安定的に供給すること。 | 32 |
| したがり 下刈 | 植林した苗木等の成長を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。通常、植林後の数年間、毎年、夏期に行う。 | 22 |
| しちようそん しんりん せいび 市町村森林整備 けいかく 計画 | 「森林法」の規定に基づき、市町村が、管内の民有林を対象に森林関連施策の方向や造林から伐採までの森林の施業及び保護等の規範を示し、適切な森林整備等を推進するために5年ごとにたてる10年間の計画。 | 33 |

| 用語 | 解説 | 頁 |
|------------------------------------|--|----|
| しゅうせいざい 集成材 | 板材（ラミナ）を繊維（木目）の方向が平行になるよう、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品。柱材等の構造用集成材と、階段材、床材等の造作用集成材に大別される。 | 79 |
| じよばつ 除伐 | 育てようとする樹木の成長を妨げる他の樹木を刈り払う作業。通常、育てようとする樹木の枝葉が互いに接する状態になるまでの間に行う。 | 22 |
| しんこうこんこうりん 針広混交林 | 針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。 | 11 |
| じんこうぞうりん 人工造林 | 苗木の植付け、種子の播付け等の人為的な方法により森林を造成すること。 | 22 |
| じんこうりん 人工林 | 人工造林によって成立した森林。 | 1 |
| しんりんせぎょうどう 森林作業道 | 特定の者が森林施業のために継続的に利用する施設であり、林道規程によらない道で、2t積程度の小型トラックや林業機械（フォワーダ等）の走行を予定するもの。 | 13 |
| しんりんせぎょう せぎょう 森林施業(施業) | 目的とする森林を造成、維持するために行う植林、下刈、除伐、間伐等の森林に対する人為的な働きかけ。 | 2 |
| しんりんそうごうかんりし 森林総合監理士 (フォレスタ) | 森林・林業に関する専門的かつ高度な知識・技術を有し、「市町村森林整備計画」の策定等、市町村等へ長期的視点に立った森林づくりを計画・指導できる技術者。平成25年度から資格試験が開始。 | 33 |

| 用語 | 解説 | 頁 |
|---|--|----|
| 生態系維持回復 事業計画 <small>せい たい けい い じ かい ふう かく</small> | 「自然公園法」第38条の規定に基づき、国立公園又は国定公園における生態系の維持又は回復を図るため、国又は都道府県が策定する計画。主にシカによる自然植生等への食害や外来植物の侵入による在来植物の駆逐など、深刻な問題の発生を背景に、平成22年4月に創設された制度によるもの。 | 71 |
| 世界自然遺産 <small>せ かい し ぜん い さん</small> | 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づき作成される「世界遺産一覧表」に記載された物件のうち、世界的な見地から見て、鑑賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息・生育地、自然の風景地等。 | 53 |
| 絶滅危惧種 <small>ぜ つ め つ き ぐ じ ゅ</small> | 環境省がまとめた日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリスト（レッドリスト）において、絶滅のおそれのある種として選定されている種のこと。I A類はごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの、I B類はI A類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。 | 69 |
| 素材販売 <small>そ ざ い は ん ば い</small> | 樹木を伐採し、丸太にして販売すること。 | 79 |
| 地域管理経営計画 <small>ち い き か ん り け い えい けい かく</small> | 「国有林野の管理経営に関する法律」の規定に基づき、国有林野の管理経営の考え方や伐採等の事業の総量等について、森林管理局長が流域ごとにたてる5年間の計画。 | 37 |
| 長伐期施業 <small>ち ょ う ば っ き せ い ぎ ょ う</small> | 通常、主伐が行われる年齢（例えばスギの場合40年程度）のおおむね2倍以上の年齢で主伐を行う森林施業の一形態。 | 4 |

| 用語 | 解説 | 頁 |
|---------------------|--|----|
| きり つる切 | 育てようとする樹木に巻き付くつる類を取り除くこと。通常、下刈を終了してから、育てようとする樹木の枝葉が互いに接する状態になるまでの間に行う。 | 22 |
| てんねんこうしん 天然更新 | 伐採跡地等において、主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させること。自然に落ちた種子が発芽して成長する場合と樹木の根株からの発芽（萌芽）等により成長する場合がある。必要に応じて、ササ類の除去や発芽後の本数調整等の人手を補助的に加えることもある。 | 22 |
| てんねんりん 天然林 | 天然更新によって成立した森林。 | 1 |
| ふくそうばつ 複層伐 | 森林を構成する林木を部分的に伐採、又は上層木の全面的な伐採により、複層林へ誘導する伐採方法。 | 12 |
| ぶんしゅうりんせいど 分収林制度 | 森林を所有する者、造林または保育を行う者、費用を負担する者の2者又は3者で契約を結び、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度。国有林野事業における分収林は、契約相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、育成途上の森林について、契約相手方が費用の一部を負担して国が保育を行う「分収育林」がある。 | 45 |
| ほあんりん 保安林 | 水源の涵養、土砂の流出や崩壊の防備、生活環境の保全・形成等の目的を達成するため、「森林法」の規定に基づいて農林水産大臣等が指定する森林。指定されると、伐採等に一定の制限が課せられる。 | 15 |
| ほいく 保育 | 更新後、伐採するまでの間に、育てようとする樹木の成長を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称。 | 22 |

| 用語 | 解説 | 頁 |
|-------------------------------------|--|-----|
| <small>りゅうぼくはんばい</small> 立木販売 | 樹木を伐採することなく、立木のままで販売すること。 | 76 |
| <small>りんぎょうせんようどう</small> 林業専用道 | 主として特定の者が利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業の用に供する道。「林道規程」に基づく道で、10t積程度のトラック等の走行を予定するもの。 | 13 |
| <small>ろもう</small> 路網 | 森林内にある公道、林道（林業専用道を含む。）及び森林作業道の総称、又はそれらを適切に組み合わせたもの。森林施業を効率的に行うためには、路網の整備が重要となる。 | 4 |
| G I S | Geographic Information System（地理情報システム）の略で、地図や空中写真等の森林の位置や形状に関する図面情報と、林種や林齢等の文字・数値情報を、コンピューター上で総合的に管理、分析、処理するシステム。 | 95 |
| N P O | Non-Profit Organization（民間非営利組織）の略で、「特定非営利活動促進法」の規定に基づき法人格を与えられた特定非営利法人（N P O法人）等。ボランティア活動を始めとする社会貢献活動を行うことを目的としている。 | 4 |
| O J T | On-The-Job Training（職場内訓練）の略で、仕事の現場で、業務に必要な知識や技術を習得させること。 | 101 |

2 林野庁、森林管理局等のホームページアドレス

| | |
|-----------------------|---|
| 林 野 庁 | http://www.rinya.maff.go.jp/ |
| 森林・林業基本計画 | http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/plan/ |
| 国 有 林 | http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/ |
| 国有林野の管理経営 に関する基本計画 | http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kanri_k eiei/kihon_keikaku.html |
| 森林技術総合研修所 | http://www.rinya.maff.go.jp/j/kensyuu/kensyuuu_zy o.html |
| 北海道森林管理局 | http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/ |
| 東北森林管理局 | http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/ |
| 関東森林管理局 | http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/ |
| 中部森林管理局 | http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/ |
| 近畿中国森林管理局 | http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/ |
| 四国森林管理局 | http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/ |
| 九州森林管理局 | http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/ |
| 知床森林生態系 保全センター | http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/siretoko/ |
| 藤里森林生態系 保全センター | http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/syo/huzisato/ |
| 津軽白神森林生態系 保全センター | http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/syo/tugarusirak ami/ |
| 朝日庄内森林生態系 保全センター | http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/syo/asahi/ |
| 小笠原諸島森林生態系 保全センター | http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/kanto/ogasawara / |
| 屋久島森林生態系 保全センター | http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/yakusima_hozen_ c/ |
| 西表森林生態系 保全センター | http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/iriomote_fc/ |

| | |
|------------------------|---|
| 石狩地域森林ふれあい 推進センター | http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/isikari_fc/ |
| 常呂川森林ふれあい 推進センター | http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/tokorogawa_fc/ |
| 釧路湿原森林ふれあい 推進センター | http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/kusiro_fc/ |
| 駒ヶ岳・大沼森林 ふれあい推進センター | http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/komagatake_fc/ |
| 赤谷森林ふれあい 推進センター | http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/kanto/akaya_fc/ |
| 高尾森林ふれあい 推進センター | http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/takao/ |
| 木曾森林ふれあい 推進センター | http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/kiso_fc/ |
| 箕面森林ふれあい 推進センター | http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/minoo_fc/ |
| 四万十川森林 ふれあい推進センター | http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/simanto_fc/ |

図及び表の索引

| | | |
|------|------------------------------|----|
| 1 | 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進 | |
| 図－1 | 国有林の分布 | 8 |
| 表－1 | 森林管理局別の国有林面積 | 9 |
| 図－2 | 国有林における人工林の齢級構成 | 9 |
| 表－2 | 国有林野の機能類型区分ごとの目指すべき森林の姿 | 10 |
| 表－3 | 保安林の現況 | 16 |
| 表－4 | 更新、保育事業の実施状況 | 22 |
| 表－5 | 炭素の貯蔵に資する木材・木製品の使用状況 | 22 |
| 図－3 | 国有林における伐採と造林の一貫作業の実施状況 | 27 |
| 表－6 | 複数年契約による事業実施状況 | 29 |
| 図－4 | 森林共同施業団地の現況 | 31 |
| 表－7 | 教育関係機関等との連携による森林環境教育の取組状況 | 42 |
| 図－5 | 全国の「木の文化を支える森」 | 47 |
| 表－8 | 分収林の現況面積 | 49 |
| 2 | 国有林野の維持及び保存 | |
| 表－9 | 松くい虫被害の状況と対策 | 55 |
| 図－6 | 国有林におけるシカ捕獲頭数 | 57 |
| 表－10 | 保護林の保全・管理の事例 | 62 |
| 表－11 | 緑の回廊の現況 | 67 |
| 図－7 | 「保護林」と「緑の回廊」位置図 | 68 |
| 3 | 国有林野の林産物の供給 | |
| 表－12 | 国有林野事業における立木の伐採量 | 76 |

| | | |
|---|----------------------------------|----|
| 表-13 | 国産材供給量に占める国有林材（丸太）の割合 | 76 |
| 表-14 | 民有林からの供給が期待しにくい樹種の素材（丸太） 供給実績 | 76 |
| 表-15 | 「システム販売」による素材供給量 | 80 |
| 表-16 | 「民有林と連携したシステム販売」による素材供給量 | 81 |
| 4 国有林野の活用 | | |
| 表-17 | 国有林野の用途別貸付け等の状況 | 83 |
| 表-18 | 国有林野の用途別売払い状況 | 84 |
| 表-19 | レクリエーションの森の現況及び利用者数 | 85 |
| 5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全 | | |
| 図-8 | 公益的機能維持増進協定制度のイメージ | 90 |
| 6 国有林野の事業運営 | | |
| 図-9 | 国有林野事業の管理経営の実施体制 | 94 |
| 図-10 | 森林管理署の事業実施体制（代表森林管理署のイメージ） | 94 |
| 表-20 | 請負事業における重大な災害の発生状況 | 94 |
| 図-11 | 国有林GISの活用 | 95 |
| 表-21 | 国有林野事業の債務返済状況 | 98 |
| 表-22 | 林産物等販売の状況 | 98 |
| 表-23 | 職員の災害の発生状況 | 98 |

各森林管理局の取組事例の索引

1 北海道森林管理局

| | |
|------------------------------|----|
| コンテナ苗を活用した一貫作業による低コスト化の実証・普及 | 28 |
| ボランティア等と連携した登山道整備等の取組 | 46 |
| グリーン・サポート・スタッフによる森林の保全管理の取組 | 54 |
| 地域課題の解決に向けたシカ被害対策の取組 | 58 |
| 地域と連携した「レクリエーションの森」の管理の推進 | 86 |

2 東北森林管理局

| | |
|------------------------|-----|
| 地球温暖化防止に向けた健全な森林の整備の推進 | 23 |
| 市町村森林整備計画の実行管理等に向けた取組 | 34 |
| 東北地方における広域的なシカ被害対策の取組 | 59 |
| 民有林と連携した安定供給システム販売の取組 | 81 |
| 共有林野を活用した地域振興に向けた取組 | 84 |
| 復興住宅向けの国有林野の売払い | 107 |

3 関東森林管理局

| | |
|--------------------------|-----|
| 「中越地区直轄地すべり防止事業」10年間の取組 | 19 |
| 希少猛禽類の生息環境の保全に向けた取組 | 26 |
| 「法人の森林」を活用した森林づくり活動 | 50 |
| 「緑の回廊」における野生生物のモニタリング調査 | 66 |
| 民有林と連携した未利用間伐材の活用に向けた取組 | 77 |
| 公益的機能維持増進協定に基づく外来種駆除の実施 | 91 |
| 生物多様性に配慮した海岸防災林の復旧・再生の取組 | 106 |

4 中部森林管理局

| | |
|-------------------------|----|
| 地域と連携した迅速な災害対応と復旧支援 | 18 |
| 関係機関の連携による年間事業量の公表の取組 | 30 |
| 森林共同施業団地における安定的な木材供給の取組 | 32 |
| NPO法人と連携した森林ふれあい推進事業の取組 | 44 |
| 地域が一体となったシカ被害対策の取組 | 60 |
| 木曽駒ヶ岳における継続的な植生復元の取組 | 72 |
| 地域材を活用した公共建築物への木材供給 | 78 |

5 近畿中国森林管理局

| | |
|---------------------------|-----|
| 「地域管理経営計画」の策定に向けた地域懇談会の実施 | 39 |
| みんなで育て、伝える「春日奥山古事の森」の取組 | 48 |
| 地域文化の継承や伝統産業の振興に向けた檜皮供給 | 104 |

6 四国森林管理局

| | |
|-----------------------|----|
| 水源涵養機能の発揮に向けた複層林化の取組 | 12 |
| 地域における効率的な路網整備の推進 | 14 |
| 民有林と連携した流域保全の実施 | 17 |
| 国有林モニターを対象とした現地見学会の開催 | 38 |

| | | |
|---|-------------------------------|-----|
| 7 | 九州森林管理局 | |
| | 治山事業等における木材利用の推進 | 24 |
| | エリートツリーを活用した造林・保育の低コスト化に向けた取組 | 36 |
| | 九州地域におけるシカ被害対策の普及について | 40 |
| | 「虹の松原」の再生・保全の取組 | 56 |
| | 西表島におけるイリオモテヤマネコの保護増殖事業等の取組 | 70 |
| | 安定供給システム販売の取組 | 80 |
| 8 | 森林技術総合研修所 | |
| | フォレスターの資質向上に向けた研修の実施 | 102 |
| 9 | 林野庁 | |
| | 「学校の森・子どもサミット」の開催 | 43 |
| | 森林における除染等実証事業 | 108 |